

第3期

庄原市みらい子どもプラン (こども計画)

令和7年度～令和11年度

概要版

みんなで応援 ずくずく庄原っ子

“こどもまんなか”
ずっと住み続けたいと 実感できるまち



令和7年3月
庄原市

計画の背景・趣旨・位置付け・期間

近年、日本では、少子化や核家族化、地域の繋がりの希薄化が進んでおり、国は子どもや子育て家庭を取り巻く環境の変化から、子どもの最善の利益を守るための法律として、令和5年4月に「こども基本法」を施行しました。この法律は、これまでも様々な分野で実行されてきた子どもに関する政策を社会全体で取り組んでいくため、こども施策全体の共通の考え方となる基本理念を定めたものです。

「こども基本法」では、こども施策についての計画となる市町村こども計画を定めるよう努めるものとされたことから、本市では「第3期庄原市みらい子どもプラン」を市町村こども計画と位置づけ策定しました。

本計画は、「こども基本法」の規定により、こども施策に関する計画を一体的にまとめ、「子ども・子育て支援法」に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく市町村子どもの貧困対策計画、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく市町村子ども・若者計画を内包しています。

基本理念



みんなで応援 ずっとずっと庄原っ子

“こどもまんなか” ずっと住みたいと 実感できるまち

子ども、子育て家庭や子育てにかかわる全ての人がつながり、支えあうことにより、次代を担う庄原の子どもがずっとと育つことのできる「こどもまんなか社会」の実現に向け、ずっと住みたいと実感できるまちを目指

基本的な視点

- 1 子ども・若者の最善の利益を図る
- 2 当事者と対話しながらともに推進する
- 3 ライフステージに応じて切れ目なく対応する
- 4 貧困と格差の解消を図る
- 5 結婚・子育てに関する希望の形成と、実現を阻む隘路の打破
- 6 関係機関との連携を重視する

基本目標ごとの取組の概要

計画の柱1	ライフステージを通じた支援	
	基本目標	基本施策
1	子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での意識醸成	◆子ども・若者の権利に関する普及啓発
2	多様な遊びや体験、活躍できる機会づくりの強化	◆遊びや体験活動の推進 ◆生活習慣の形成・定着 ◆子どもの生活空間の整備 ◆本市文化・異文化理解、国際交流等の推進 ◆子ども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消
3	子どもや若者への切れ目のない支援の提供	◆こども家庭センターの体制整備 ◆妊娠期から子育て期を通じた切れ目のない母子保健対策の充実 ◆「健やか親子21」を通じた健康に関する普及啓発 ◆健診・予防接種等の健康等情報の電子化及び標準化、母子保健情報のデジタル化 ◆慢性疾患・難病を抱える子ども・若者への支援
4	子どもの貧困対策	◆教育の支援 ◆生活の安定に資するための支援 ◆保護者の就労支援、経済的支援
5	障害児・医療的ケア児等への支援	◆障害の有無にかかわらず安心して共に暮らすことのできる地域づくり ◆障害のある子ども・若者の学びの充実 ◆医療的ケア児への支援
6	社会的な支援を必要とする子ども・若者への支援	◆児童虐待防止への対応 ◆予期せぬ妊娠等に悩む若年妊産婦等への支援 ◆様々な困難に直面している子ども・若者に対する支援 ◆ヤングケアラーへの支援
7	子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組	◆子ども・若者の自殺対策 ◆子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備 ◆子ども・若者の性犯罪・性暴力対策 ◆生命(いのち)の安全教育の推進 ◆子ども・若者が相談しやすい体制の整備 ◆犯罪被害、事故、災害から子どもを守る環境整備 ◆非行防止と自立支援

計画の柱2	ライフステージ別の施策	
	基本目標	基本施策
1	子どもの誕生前から幼児期までの支援	◆妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない相談体制の充実 ◆子どもの誕生前から幼児期までの子どもの成長の保障と遊びの充実 ◆教育・保育サービスの充実
2	学童期・思春期における支援	◆子どもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の充実等 ◆居場所づくり ◆小児医療体制・こころのケアの充実 ◆必要となる知識に関する情報の提供や教育 ◆いじめ防止 ◆不登校の子どもへの支援
3	青年期における支援	◆就労を希望する方等への支援 ◆結婚を希望する方への支援 ◆相談支援体制の充実

計画の柱3	子育て当事者への支援に関する施策	
	基本目標	基本施策
1	子育てに関する経済的負担の軽減等	◆子育てに関する経済的負担の軽減等
2	地域子育て支援、家庭教育支援	◆様々な子育て支援の推進 ◆家庭教育支援
3	子育て世代の働きやすい職場づくりの推進	◆子育てに配慮した働きやすい職場環境づくり
4	ひとり親家庭への支援	◆ひとり親家庭等自立促進に関する施策



こども基本法

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法です。

目的

日本国憲法や児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもや若者が自立した個人として、その権利の養護が図られ、将来にわたって幸せな生活を送ることができる社会を実現することを目的としています。

「こども」とは？

18歳や20歳といった年齢で必要な支援がとぎれないよう、心と身体の発達過程にある人を「こども」としています。

基本理念

- ① すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- ② すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- ③ 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- ④ すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- ⑤ 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育てることが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)

平成元(1989)年に国連で採択された条約で、日本の子どもに関する基本的な法律である「こども基本法」にも取り入れられています。子どもの権利は、大きく「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」に分けられます。子どもの権利の実現を考えるための大切な考え方は、4つの原則で表しています。

4原則

- | | |
|--|--|
| <p>① 生命、生存及び発達に対する権利
(命を守られ成長できること)</p> <p>すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。</p> | <p>③ 子どもの意見の尊重
(意見を表明し参加できること)</p> <p>子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。</p> |
| <p>② 子どもの最善の利益
(子どもにとって最もよいこと)</p> <p>子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。</p> | <p>④ 差別の禁止
(差別のないこと)</p> <p>すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障害、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。</p> |

発行年月:令和7(2025)年3月

発行:広島県庄原市生活福祉部児童福祉課

〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目 10-1
TEL:0824-73-1192/FAX:0824-75-0195

<https://www.city.shobara.hiroshima.jp/>